

衛生センターへの

前日までに
お申込みください

組回覧

縦・横・高さの3辺の合計寸法が80cmを超える

大型燃えるごみの直接搬入には 事前申込みが必要です！



注意：生ごみや紙くずなどは事前申込み不要です！

ご不明な点がございましたらお尋ねください。



電話受付：0748-62-5454

月曜日から金曜日（土日、祝日、年末年始は休み）
8時30分～16時30分まで（12時～13時は休止）

①電話での事前申込み（当日搬入はできません）

- ・前日までに衛生センターに電話し、搬入日の予約をしてください。
- ・大きさ等の制限もありますので、搬入物についてお問い合わせください。



金属やガラスがついた家具



②申請書の記入及び本人確認（衛生センター事務所）

- ・搬入日に、本人確認のため、運転免許証などを提示してください。
- ・原則、排出者本人以外がごみを搬入することはできません。



直径5cm以上の木材



家具を解体した板

厚さ5cm未満



（長さ1.8m以内）



③大型燃えるごみの搬入（計量棟→粗大ごみ処理棟）

- ・処分手数料は、家庭系可燃ごみで10kgごとに50円です。
- ・受入基準を超えるもの、不燃物が含まれるものはお持ち帰りいただきます。

軽トラ1台程度まで



【お知らせ】令和4年6月27日から7月6日の間、工事のため大型燃えるごみの搬入ができません。

【注意事項】

- ・申込件数が多い日などは搬入日の希望に添えない場合があります。
- ・ごみを運ぶことができるのは、ごみを出したご自身か収集運搬の許可を受けた業者だけです。
- ・本人確認のため、運転免許証や保険証などを提示してください。
- ・1日に搬入できる量は1人あたり軽トラ1台程度。（量は1日10枚が上限となります。）
- ・大型燃えるごみの搬入1回ごとに申込みが必要です。（原則、1日1回となります。）
- ・金属類などの不燃物はあらかじめ取り外して搬入してください。
- ・申込量が多量になる場合、必要と判断した時には発生場所の現地確認を行うことがあります。
- ・申込時の内容と搬入物等が異なる場合は、搬入をお断りすることがあります。
- ・リフォーム工事等から発生する建築廃材（産業廃棄物）は搬入することができません。
- ・衛生センター内では、係員の指示に従ってください。

【お問い合わせ先】

甲賀広域行政組合
衛生センター第2施設（ごみ処理施設）
電話：0748-62-5454
住所：甲賀市水口町水口6677

燃えるごみの処分方法は衛生センター
ホームページでも掲載しています。

